



様式第8号（第13条関係）

西条市指令衛 第39号
令和2年2月27日

一般廃棄物処分業許可（更新）証

西 条 市 長 玉井 敏久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、
次のとおり、一般廃棄物処分業を許可する。

許可業者	住所	西条市周布1758番地3	
	名称	藤岡建設 株式会社	
	代表者	代表取締役 藤岡 一貴	
許可期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間		
許可に係る事業の範囲	中間処分	破碎処分	木くず、廃プラスチック類、がれき類
		焼却処分	紙くず、木くず、廃プラスチック類
許可に係る施設	破碎施設	木くず、廃プラスチック類、がれき類 1,520t/日、680t/日、4t/日 計3基	
	焼却施設	紙くず、木くず、廃プラスチック類 97.4kg/日 1基	
許可条件	<ol style="list-style-type: none">処分作業（以下「作業」と言う。）を行うにあたっては、常に関係法規を遵守するほか、市長の監督を受け、その指示に従わなければならない。作業中及び処分後に廃棄物が飛散し、または流出し、並びに悪臭がもれることのないように注意すること。作業により、近隣から苦情が寄せられたときは、誠意を持って対応し、早急に解決策を講ずるものとする。市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月10日までに報告すること。		